

明治期初代総理伊藤博文による憲法制定の努力と普及、そして伊藤の宇都宮^{そくせき}における足跡。

The first Prime Minister of the Meiji Era, Hirofumi Itow, his endeavor to establish the Constitution of Japan and to popularize that significance, and the Itow's footprint in Utsunomiya-city area.

大久保 忠 旦 (宇都宮共和大学 名誉教授)
Tadakatsu Okubo

要旨

明治維新のあと、初代の内閣総理大臣伊藤博文ほかの政治家たちが西欧諸国、米国の近代国家の政治体制を調査し、日本の国の近代化を目指して精力的な努力を重ねて明治憲法（大日本帝国憲法）を制定し（明治天皇による制定、発布の形をとっているが）、その憲法の意義を国民に説明するため、日本の各地であらゆる機会を捉えて演説をした。筆者のこの報告では、発布直後の明治 22 年の「府県会議長に対する憲法演説」（伊藤が議長の枢密院で行なった）と、明治 32 年の「憲法発布十年記念祝賀会に於て」の二題の演説を要約して紹介してみた。伊藤の憲法についての考えがわかり易く話され、かつ、制定後の 10 年で立憲主義に基づく政治体制とその体制による行政のあり方が十年間で好い結果をもたらした、と後者の演説で評価している。

筆者らが太平洋戦争敗戦直後に受けた中学、高校の日本史ほかの教育では、国民の権利にも配慮した明治憲法や、それに基づく政治の歴史の教えが抜け落ちていたように思う。

歴史学・政治学は専門外でありながら、宇都宮共和大学学生諸君をはじめ、若い世代の人たちに、筆者の学んだこと（主に図書で）を記したこの報告を読んでいただき、明治期とそれ以降の現代までの“日本の国のあり方のつながり”に関心を深めてほしいと願っている。

キーワード：伊藤博文、明治憲法、伊藤博文憲法演説、宇都宮と伊藤博文、伊藤暗殺と疑問。

1. 伊藤博文に関する石碑^{せきひ}を宇都宮市内に見る。

宇都宮共和大学シティライフ学部の市内キャンパス周辺（大通り 1 丁目）には、地元の人に寺町と呼ばれるように仏教のお寺が点在している。大学からの帰りに、時折り私は寺院建築の美しさを求めて散歩がてら、いくつかのお寺を見て歩くことがあった。そのようなある日、1つのお

寺の門のすぐ内側に、三角形（おむすび型）の巨大な自然石に細かな字を彫り込んだ文章があり、その見出しとして「伊藤博文」と「事績」の文字が読みとれた。その時は夕刻でもあり、文章のほうは読めそうもなかった。しばらくして、文章を写真に撮っておこうと考え、そのお寺を探したが、見失ったままとなった。大学を退職したのに伴い、宇都宮から現在の自宅（千葉市内）に転居したためである。宇都宮共和大学（以下、共和大と略記）在職時の同僚で宇都宮市に在住、共和大に在職の森寛史教授に、上述の巨石のあった寺院を探していただく試みもしたが、やはり難しい、とのことであった。しかし一方で、共和大の敷地の南方向に下った所にある旧宇都宮城の跡地の一角に、伊藤博文ゆかりの小さな記念碑があることを調べ、写真を届けていただいた。



写真1 宇都宮城西南（撮影 森寛史）



写真2 宇都宮城西南（撮影 森寛史）

伊藤博文の伝記を刊行された瀧井一博氏の著書「伊藤博文～知の政治家」には、伊藤博文が明治期初代総理大臣としていわゆる「明治憲法」（大日本帝国憲法）の制定のために精力的な努力を重ねて発布を達成し（かたちの上では明治天皇が発布、明治22年、1889年）、翌年には国会（帝国議会、第一回）も開会された。それに伴い、政党結成の動きも活発になるが、一方で政党間の対立も起きる。伊藤も政党結成を試みるが山縣有朋らの批判を受け第3次伊藤内閣を解散し、大隈重信に首相を譲った（1898年）。辞職後の伊藤は清国や韓国にも立憲主義の考えを助言する試みをしたり、日本の国内では、憲法制定の意義を国民に説明するため、日本の各地への遊説を行なった。（いわゆる憲法演説行脚：1898年、明治31年～1899年、明治32年）。この演説は長野市、軽井沢町を皮切りに、関西、九州で4月～6月に22回の講演を実施、7月～10月北関東～北陸で、2週間に10回の講演を行なった。この7月の16日に宇都宮の実業家連の求めに応じて講義とも

言える憲法の意義、政治、行政との係わりを解説したと考えられる（前述の瀧井一博「伊藤博文」（中公新書）、123 ページ）。前述の宇都宮市内で筆者が見かけた石碑や森教授の写真の記念碑は、恐らく 1899 年、明治 32 年の伊藤博文宇都宮遊説という、史跡、博文の足跡^{そくせき}と言えよう。この明治 32 年は、憲法発布から 10 年の立憲主義下の政治、行政の実績が示された年と言えよう（後述、伊藤博文演説要約）。

2. 立憲政治実現の伊藤博文にたいする再評価

宇都宮の街なかに上述のような伊藤博文の記念碑があることを知ったことと、筆者の生まれた家（小田原市内）に伊藤博文の額装された書（“聖寿萬歳”だったか？）が壁にかけてあったり、岩倉とか三条とかの名の封筒（手紙は博文さんに手渡し済？）が残っていたりと、子供の頃から“博文さん”の名前だけにはなじみがあった。伊藤博文の私邸が一時小田原にあり、その後同じ神奈川県の大磯町に私邸（両私邸とも湘南海岸に近いので滄浪閣^{そうろうかく}と名づけられていた）が移されている。

この大磯邸に、実は筆者の祖父、大久保鑑二が執事長として勤務していたので、小田原の私の生家に上述したような博文の書や関連文書が残され、保存されていたのだと思われる。祖母、千代も祖父の部下として大磯邸で働いていて、祖父の妻となり私の父（大久保忠鑑）と私の叔父忠正を小田原の地で育てた。私的な話題で恐縮だが父の名；忠鑑^{ただあき}の名付け親が伊藤博文であった、と晩年の父から知らされた。父は太平洋戦争の前は、東京日日新聞の社会部記者であった。祖父は私の生まれる 16 年も前の 1917 年、大正 6 年に亡くなっているので、残念ながら博文さんの家庭のことを聞けなかった。要旨にも記したが、日本の敗戦後は、昭和 20 年以前はすべて軍国主義の時代でその軍国主義は明治憲法による政治の時代から発しているかのような学校教育の風潮が、一時的にせよ広がっていたので、伊藤博文の時代も博文とその周囲の優れた政治家たち（元老たちほか）の活動には、ややマイナスのイメージを与えられたかと思う。

自然科学系の農学・自然環境学の研究を、農水省の試験場と国立大学農学部^{農学部}に在職して続けてきた筆者が、2000 年 6 月から那須大学・宇都宮共和大学では、人文・社会・経済を学ぶ学生諸君を預かるかたちになって以来、上述の日本という国の政治史について、小生にはその知識が抜け落ちていることに気付いた。

そこで明治期に関する図書を探し、初めに手に取ったのが、瀧井一博著「文明史のなかの明治憲法」であった。那須大学都市経済学部で筆者が講義「都市と自然」、「地球環境論」を担当していた頃の、2004 年刊行の本である。この本に導かれて、瀧井氏の恩師と記されていた伊藤之雄京都大学教授の著、「伊藤博文～近代日本を創った男」を知り、図書館で少しずつ読むうちに文庫版（2015 年）が刊行され入手できた。伊藤之雄氏のこの博文伝記と前後して瀧井氏も伝記「伊藤博文～知の政治家」を著している。さらに加えれば、坂本一登著「伊藤博文と明治国家形成～「宮中」の制度化と立憲制の導入」も 1991 年刊行の初版が文庫版で刊行され、入手（学生諸君にも）

し易くなった。

本節の見出しに「伊藤博文の再評価」との字句を入れたが、この坂本氏の著書で、ご自身の解説によって「[「宮中」の制度化と立憲制の導入—伊藤博文の政治指導を中心に」を原型とし、1990年11月史学会で報告した「明治前半期における天皇と軍部」を補論として加えたものである、と記されている（あとがき）。

また上述の博文伝記、伊藤之雄著「伊藤博文」は多数の一次史料；伊藤博文自身や、伊藤と直接関わった政治家や家族たちの手紙・日記・書類など、さらに彼らの回想録や当時の新聞・雑誌の報道にまで目を配り、伊藤博文の生涯を綿密な筆致であらわしている。（これらの一次史料のごく一部は、小生の両親の手で国立国会図書館憲政資料室に寄託のかたちで提供されている筈である）。

上述の坂本、瀧井、伊藤の三者による伊藤博文の実像は、伊藤之雄氏の序文の言葉を借りれば、「伊藤が理念を持った政治家であり、剛凌強直ごうりょうきょうちよくな性格、すなわち強く厳しく正直な人間と木戸孝允が評したとおり、自分の地位や命をいつでも捨てる覚悟で信念を通す生き方を通した。しかし韓国統監として苦勞の多い仕事を引き受け、結果として寿命を縮めた」。文字通りの再評価である。

伊藤を暗殺したとされる安重根の、死刑を前にした言葉（後述）を知ると、伊藤が統監として日本国の近代化努力の達成を韓国でも再現し貢献しようと考えていたはずとの筆者の推測上のギャップ、安重根の属していた政治的グループの誤解に暗たんとなる。

3. 明治憲法制定の努力と国民への説明を伊藤博文の演説にみる。

明治憲法（大日本帝国憲法）を、明治期初代総理大臣となった（明治天皇に強く信頼されて任命された）伊藤博文が、総理としての責任感と、日本の国のかたちをつくるとの使命感とを持って制定に努力したか、併せて憲法制定のあとそれが国民にとってどのような意義があるのかを説明して数多い演説を行ったこと、この2つの活動は上述の伊藤博文の伝記、瀧井・伊藤の著書に詳しく記されている。しかし筆者にも、またこの報告の読者、学生諸君ほか若い人たちには、伊藤博文演説集としてまとめられている本（瀧井一博編）が理解し易い。この演説集から、憲法制定直後に当時の（廃藩置県という大改革施行後の）府県会議長たちを対象にした演説（明治22年）と、憲法制定発布から十年を経た年（明治32年）に開催された発布十年記念祝賀会の演説を紹介する。演説の記録は新聞（東京日日新聞）などの記事のようで、やや文語体であるが、ここでは抜粋して口語体で要約する。

《府県会議長に対する憲法演説》明治22年2月15日

日本国の憲法体制を他の国々のそれと比較すると、第1章に君主の大権（主権）を明記した日本国憲法のような例はない。それは日本国開びやく以来、天皇がみずから国を治めてこられたからである。しかし第2章には、天皇の臣である国民（すなわち臣民）が与えられる権利と、それに応ずべき義務とを掲げている。

議会（国会）については、第1に法律を制定するに当り、臣民の代表者を待って衆議を問う必要があり、第2に国家の歳出入を定めるために、衆言（多くの意見）をきく必要がある。国庫の歳入は臣民から徴収する税金で成り立ち、その歳入は国家生存のために必要な需要供給にあてるべきものである。これらは議会を開いて政治上の得失を論議することの重要な理由といえる。

国会の議員となった者は、自分を選挙で選んだ臣民のみの代表であってはならず、あくまで全国の臣民の代表であることを心得るべきであり、自己の良心に基づき判断をすべきである。それでも意見の対立はまぬがれずに党派が生まれるであろう。しかしイギリスの政党の争いを見ると感心できない。大隈重信はしばしばイギリス国会を見習えと言うが、やはりドイツを見習って憲法制定をしたさいの調査の経験からすれば、わが国の憲法の運用、国会のあり方は、ドイツを見習いたい。

また立法・司法・行政の三権分立について、学者が三権の機関を論ずることは良いとして、実際には日本国の場合、主権は天皇に帰一することが事実である。天皇陛下（明治天皇）がこの問題を熟慮なされ、審議もつくされたので、臣民にとっては広範な権利が保障されている。主権の帰一が実情にそくしている。

〈憲法発布十年記念祝賀会に於て〉 明治 32 年 2 月 11 日

今から 32 年前の日本は尊王攘夷の時代であったが開港を迫られ、士族の議論のままであったならば鎖国を続けたであろう。幸い先見の識者がいて、王政復古とともに、一般の人心に反して開国にふみ切ったのである。この先見の識者に謝せざるをえない。王政復古に併せて廃藩置県、郡県の治を広くしいたことが、兵力財力を挙げて集中しえた事業につながったのである。このような開国という大事業を平和裏に成しとげたことは、かつて世界の歴史にない。伊藤博文としては、明治元年から十年までを王政復古の時代、明治十年から二十二年までを憲法政治に至る準備の時代と認めるのである。この時代には西南の乱があったがこれが治まると、政府は先ず地方「官」会議を開いて人民に議会のあり方を熟練させる方針をとり、同時に行政各面での整理をしたのである。

ただ一点財政面では難題を抱えていたのである。国民の財力が未発達で地租（税）を納めさせることも少なかった。そのために時間を要したが、その間にかえって憲法に基づく政治を進めることは可能となった。

明治 4 年の冬に、岩倉具視・大久保利通・木戸孝允・山口尚芳の一同 5 人が欧州に使節として派遣された（岩倉使節団）。条約改正が目的ではあったが、一方で欧米諸国の政治体制を調査研究する使命も兼ねていた。欧米諸国は一部を除き憲法による政治を採っていたので、その憲法の動作・運用、そして全領域の立法、行政の事務についてまで、一同で調査研究し帰国後復命できるべく力を注いだ。

明治 6 年に帰朝したが、その途上、木戸孝允（参議）は、“日本は将来どうしても憲法政治（立憲主義政治）の国にしなければ国政を維持できない”と伊藤博文に談じた。大久保利通も木戸・

伊藤に書状で賛意を表明した。有栖川宮親王も岩倉具視も（左大臣・右大臣の立場で）ともに憲法政治が日本国の将来に必須であるとお考えであった。明治14年には明治天皇が国民に対する詔勅によって、国民の向かうべき方向をお示しになられたのである。

さらに明治天皇はこの年に伊藤博文個人に対し、再び欧州への派遣のご意向をおおせになられ、明治15年3月の詔勅のかたちで三条実美の署名によりお命じになられたのである。ここで陛下からいただいた詔勅を拝読いたします。

「朕明治十四年十月十二日の詔旨をふみ、立憲の政体を大成するの規模はもとより一定する所ありといえども、その経営措画に至りては各国の政治を斟酌して以って採択に備うるの要用なるがために、今なんじをして欧州の立憲の各国に至りその政府または碩学の士と相接し、その組織および実際の情形に至るまで観察して余うん無からしめんとす、ここになんじをもって特派理事の任に当らしめ、なんじが万里の行を勞とせずしてこの重任を負担し帰朝するを期す」以上が明治天皇の伊藤に対する詔勅である。さらにこの詔勅には調査すべき30科目という訓令がそえられていた。それらの科目はこの通りであるが、数例を示すと、（筆者の抜粋により、a）～h）

- a) 欧州各立憲君治国の憲法の制定の理由と根源を調べ、現行の利害得失を研究する。
- b) 皇室の諸特権、諸財産。
- c) 内閣の組織及び立法、行政、司法及び外交に関する職権について。
- d) 内閣各大臣と国会の上院下院の議員とのあいだの諸関係について。
- e) 国会の上院と下院の権限と事務取扱い。
- f) 内閣各省庁の組織と権限について。
- g) 各省官吏と地方官吏の関係について。
- h) 地方制度について。

30科目にわたるこのような調査・研究は、伊藤の浅学で果し得るのか、と懸念したが、欧州各国に於いて取調の出来るだけは致して帰り、その結果をもとに憲法の草案調べに着手したのである。すなわち明治十六年帰朝、17年から草案取調にとり掛って漸く21年の末に草案作成を成就し陛下の御聖断を仰ぎ、明治22年2月11日を以って御発布に相成ったのである。是に付いては、故井上毅君、伊東巳代治男爵、金子堅太郎君等が私をたすけて共に尽力せられたのである。

本日は明治32年2月11日、さきに申し奉った通り陛下による御発布から今日に至る10年間は、私伊藤は憲法の試験期間であったと申したい。不思議なことに御発布後最後の国会閉会の時の総理大臣は山縣有朋侯爵でありました。そして憲法の試験期間10年を経過した記念日を祝賀している今日もまた、総理大臣は山県侯であられる。総理として内閣の職務を完全に尽くされたものと申すべきである。この例によっても、私伊藤はこの10年の試験の間の憲法政治は上結果であったと断言したい。例えば憲法発布当時の人民の負担は僅に八千万円に過ぎなかったのであるが、10年後の今日では、実にこれに倍している。人民がかくの如くに政権を享有して大政に参与する事を得ると同時に、この人民が国家に賛成の気持で出している筈である。圧制の下にある者と

は大きく異なるという事を見なければならぬ。之（これ）を以って見ても、憲法政治の試験の歳月は、人民にとっても誠に好都合に経過したものと言えらるゝと考へる。（以下略）

以上、瀧井一博氏の編による伊藤博文演説集から、明治憲法發布直後と、この憲法に基づく立憲主義の政治10年間の“結果”を祝賀した演説会記事を要約して紹介した。この演説集には39篇もの記録が収録されているが、それぞれに編者の寸評がつけられている。上述の2篇の瀧井氏による寸評から、数行を引用紹介しよう。明治22年の演説については、「伊藤の超然演説として知られるものである。確かに彼は、前半部で天皇への主権の帰一を説いている。だが、後半を読めば、彼が政党政治や議会政治を原理的に否定しているのではないことが読みとれる。むしろ彼は国民の漸次的な政治参加を憲法施行後の政治の指針と見なしていた。そのことは、皇族や華族に対して憲法政治の何たるかを説いた演説5に明らかである」（瀧井氏編の演説集P.33）。

明治32年の演説については、「（この年政党政友会創立を意図していた）伊藤は、日本各地で自らの抱懐する憲法政治の理念について直接国民の前で説いて回ることになる。（主な遊説先として、四月の長野、五月、六月にかけての関西・九州・中国地方、十月の北陸）。伊藤がこの時期、自己の憲法観を国民に訴へることにいかに専心していたかがうかがえる」

さきに筆者は瀧井氏の著書「文明史のなかの明治憲法～この国のかたちと西洋体験」（初版2003年、筆者が入手した版は2017年刊と文庫化+補章つきの2023年刊）により明治憲法と伊藤博文の貢献に導かれた、と述べた。この本の序章に瀧井氏は、新渡戸稲造が明治22年（1889年）ベルリン滞在時にあるドイツ人と議論をしたエピソードを紹介している。ドイツ人が、日本で憲法が制定發布されたそうだがドイツ憲法の丸写しらしいな、人種も歴史も違うのにおかしい、と批判したが、新渡戸は、憲法という以上は治者被治者の権利義務を掲（かか）ぐるのであるからどの国でも類似するのは当然と答えた。それでもこのドイツ人は日本の憲法を批判するので、ドイツ憲法はアメリカ憲法の模倣だったことをご存知か？と言った。アメリカ憲法など知らぬとそのドイツ人は言ってひきさがった、という。（筆者（大久保）の母が大学時代に新渡戸学長の図書整理を度々頼まれそのお人柄を尊敬していたので、特に興味深いエピソードと思い、ここに紹介した）。

上述の伊藤之雄著の「伊藤博文」（伝記）によると、伊藤博文の欧州諸国憲法調査でベルリンとオーストリア・ウィーンを訪問し学者と会って大きな成果を日本に持ち帰った理由のひとつは、博文がそれ以前に日本で内務省、工部省、大蔵省などで、中堅から最上位までの地位にあつて行政の経験が豊かだったからであるとしている。加えて英語を通してアメリカ合衆国の憲法制定やイギリスの国制の歴史を学んでいて、法律や行政の学問的勘所もわきまえていたからだとして記している。加えて明治14年の政変、すなわち、伊藤・大隈・井上（馨）^{かおる}・黒田（清隆）ら参議ほかと国会開設は漸進的に慎重に進める意向を伊藤が表明し暗黙の了解の形であつたにも拘らず、大隈（重信）が出しぬく形でイギリスに見習うべきだとして早期国会開設を明治天皇に上奏、伊藤は

かは大隈に対し不信感を示したため、伊藤の判断で大隈は政界から追放される、という政変であった。「この伊藤の漸進主義的思考は、目先の統治機構の改変にも、将来の議会開設という遠路を見定め、そのためにいまからできることを着実にやっておくという姿勢にも現れ、この漸進主義こそ後の政治家伊藤博文の本質をなすものとなっている」と、瀧井氏は「伊藤博文」で指摘し、併せてそれは早い時期のアメリカ滞在で学んだものと推定している。

筆者のこの報告の後半以降で触れるが、このような漸進主義の統治機構改革の日本での試験の結果を、晩年の伊藤が韓国の統治に生かそうとしたことが、何故その地、その時代に理解され得なかったのか、筆者にとり、長いあいだの思考課題となっている。

話を少し元に戻すと、欧州諸国の憲法調査のために1882年（明治15年）から1年以上西欧に滞在した伊藤博文は、上述の明治憲法発布直後の演説でわずか一言であるが「ドイツを見習いたい」と話している。

ドイツを訪れた伊藤は最初にベルリン大学の公法学教授に会ったが、満足な調査結果は得られず、次にウィーンに向かう。そこでウィーン大学の国家学教授ローレンツ・フォン・シュタインに会う。シュタインの講義を受けた伊藤は、「良い教師に出会えた」と日本の友人に伝えたという（瀧井氏による「伝記」）。1882年8月と9月～11月に講義を受けたことで、伊藤が学んだ重要な課題は、第1に、議会政治と行政の調和を図ること、そういう行政の働きを伴うのでなければ立憲政治は無力である。第2に、議会制度は国民の政治参加のシステムとして不可欠だが、それは利害関係によって左右され易く安定性を欠く政治を招く、これに対して議会制度を補完し国家の公共的利益を実現するシステムとしての行政が必要とされる。このように説くシュタインの国家理論に伊藤は感服し、以後ウィーンのシュタインのもとへ、日本の政治家・官僚・学者・留学生が押しよせ、シュタイン詣でと呼ばれた。この時期には福沢諭吉もシュタインと手紙のやりとりをしたことが知られている。その手紙には、シュタイン自身が日本の法律の歴史と政治体制を研究しており、日本国が将来太平洋の一大開明国となることは確かであろうと尊敬していると記している（瀧井一博著「ドイツ国家学と明治国制～シュタイン国家学の軌跡」の120頁）。この時期シュタインは、「在オーストリア公使館附顧問（日本政府雇用）」に任じられていた。

4. 伊藤博文の死に想う。

宇都宮共和大学都市経済研究センター年報の第19号（2019年刊）で、筆者は「大韓民国 大邱・慶州・ソウルを訪ねて」と題した報告を記したが、慶北大学での講演をすませたあとソウルに向かった日が10月26日で、伊藤博文を暗殺したとされる安重根の“義挙記念日”であった。伊藤博文の死は1909年（明治42年）であったから、義挙110周年の記念日で、ソウル南山公園の丘の上にある安重根記念館では記念講演会が開催されていた。記念館の展示をひと通りたどれば、安重根が韓国の独立のために自分の生命を捧げる、という信念を持つ英雄であることや、フランス人の神父のもとでカトリック信者であったことが教えられる。

上述の年報 19 号に筆者が記したように、安重根が暗殺者とされてはいるが、一方で、遺体解剖の結果から致命傷は、ハルピン駅の 2 階から発射された銃弾によるもので、安重根の銃の弾ではない、とする説もあるという。

年報 19 号の筆者の報告掲載後に入手した文献をもとに、以後筆者の考えを記してみたい。その文献とは、「室田義文翁譚（田谷廣吉・山野辺義智編纂、1939）」で茨城県水戸市を中心に室田義文氏を慕う人たちが記した物語りである（共和大、桂木教授が国会図書館からオンラインで入手された）。以下に室田義文と伊藤博文とのつながりをたどってみよう。

少年時代の室田が外務省に創設された洋語学校で英語とロシア語を学んでいた時に、外遊から帰国したばかりの伊藤が学校の視察に訪れ、外国語の学びは大切だぞと室田に声をかけ、おれの家に遊びに来いよと誘った。その後もたびたび誘われ初めはためらっていたが、当時の築地の伊藤の私邸に行くとは歓迎してくれて、以後親子ほど年がはなれているのに親友のように扱われた。学校卒業近い頃、室田の貧しさに気付いた伊藤は、学業のあいまに働きなさいと言って外務省の事務の仕事を紹介してくれた。その仕事を続けているうちに、また伊藤の世話で外務省の職員となり、経歴を重ねるうちに外国に派遣される領事の書記生、公使の秘書などに誘われるようになった。伊藤と親しい井上馨が外務大臣になるとき、秘書の適任者を、と伊藤に求めたときも伊藤は室田を推薦した。その後は室田自身が韓国釜山領事や外務省会計局長を歴任するまでになったが、第 4 次伊藤内閣の外務大臣加藤高明との意見対立が原因で、室田は外交官としての職務を打ち切り、伊藤総理の了解のもと退職、以後は財界で活動することになった。

伊藤と室田の信頼関係は、1909 年の伊藤博文の暗殺死まで変わることはなかった。暗殺の場、室田は伊藤の依頼でロシアとの交渉にも立ちあうためにハルピン駅で、同行していて軽傷を負いながらも伊藤の秘書らとともに伊藤を抱きかかえて降りたばかりの列車の座席に横たえた。そのままずっと互いに手を握ったまま伊藤を看取ったという。

暗殺者について、上述の 19 号年報に記したとおり、筆者は安重根説ではなく、ハルピン駅の 2 階から伊藤を銃撃した 2 人が暗殺犯人では、と今も思っている。室田が 92 歳で亡くなる迄 30 年もの間、「伊藤の死については口外禁止」と当時の山本権兵衛大臣から申し渡されていたのは何故か、そして 80 代も後半になってから、水戸の地で交誼の関係のあった人々に思いを述べたことを（翁物語）考えると、室田義文の言葉とその記録が真実を伝えていると思うのである。

19 号の年報の最後の筆者の想い、「もしも犯人の 2 人もしくは韓国独立運動家たちが伊藤博文と公的のみならず私的にも、静かに話しあっていたならば、と思わずにいられない」は、今もこのとおりであると考えている。

なお、この拙文執筆につき、文献や助言の面でお世話下さった共和大学の石和博教授、桂木奈巳教授、古池弘隆教授、森寛史教授、ならびに年報編集委員永井紹裕氏ほかの方々から心からの謝意をお伝えしたい。

参考文献

1. 伊藤之雄・李盛煥 編著 (2013)「伊藤博文と韓国政治」ミネルヴァ書房
2. 伊藤之雄 (2015)「伊藤博文～近代日本を創った男」講談社
3. 李泰鎮・安重根ハルピン学会 編、勝村誠ほか監訳 (2016)「安重根と東洋平和論」日本評論社
4. 加藤陽子 (2020)「天皇と軍隊の近代史」勁草書房
5. 金文学 (2017)「韓国人が知らない安重根と伊藤博文の真実」祥伝社
6. 坂本一登 (1991)「伊藤博文と明治国家形成」吉川弘文館
7. 瀧井一博 (2011a)「伊藤博文～知の政治家」中央公論新社
8. 瀧井一博・編 (2011b)「伊藤博文演説集」講談社
9. 瀧井一博 (2017)「文明史のなかの明治憲法」講談社
10. 瀧井一博 (2023)「文明史のなかの明治憲法・増補」ちくま書房
11. 田谷廣吉・山野辺義智ほか編纂 (1939)「室田義文翁譚」常陽明治記念会